

(赤字部が改正箇所)

改正後 R4.4.1 (実施要領)	改正前 R3.4.1 (試行要領)
<p>(P1)</p> <p>山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山梨県が発注するアスファルト舗装工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価の実施においてアスファルト舗装工事における施工体制を審査する方式の実施に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、この要領に定めるもののほか、山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン、山梨県建設工事総合評価実施要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(P2)</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本要領は、令和4年4月1日から適用する。 2 山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価試行要領は、廃止する。 	<p>(P1)</p> <p>山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価試行要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、山梨県が発注するアスファルト舗装工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価の実施においてアスファルト舗装工事における施工体制を審査する方式の試行に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、この要領に定めるもののほか、山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン、山梨県建設工事総合評価実施要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(P2)</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本要領は、平成22年1月1日から適用する。 2 平成22年 4月 1日 一部改正 3 平成22年10月 1日 一部改正 4 平成23年 4月 1日 一部改正 5 平成24年 4月 1日 一部改正 6 平成25年10月 1日 一部改正 7 平成27年 4月 1日 一部改正 8 平成28年 4月 1日 一部改正 9 平成30年 4月 1日 一部改正 10 令和 2年 4月 1日 一部改正 11 令和 3年 4月 1日 一部改正

山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価試行要領を改正する新表

(赤字は改正部分)

P6

表) アスファルト舗装工事(施工体制評価型)総合評価

大項目 NO	評価項目	評価基準	評価点	項目別配点	総合評価の種類										
					特別簡易型(Ⅰ)	特別簡易型(Ⅱ)	簡易型								
① 企業	1 工程管理に係わる項目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が把握され、工夫が見られる	10	10	○	○	○								
		現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	8												
		現場条件を踏まえ適切である	6												
		未記入(または不適切)である	欠格												
		2 品質確保に係わる項目	"					"	"	"	"	"			
			3 施工上の課題に係わる項目					"	"	"	"	"			
								4 安全管理に係わる項目	"	"	"	"	"		
									5 施工上配慮すべき項目	"	"	"	"	"	
										6 資格	1級土木施工管理技術士又は同等以上の資格を有する者	2	2	○	○
											技術者	1	1	○	○
7 同種工事の施工実績	上記以外の工事施工に係わる資格	2	2	○	○										
	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	1	1	○	○										
8 優良工事技術者表彰	監理技術者種別又は担当技術者として同種工事の実績あり	1	1	○	○										
	その他の実績あり	1	1	○	○										
9 工事成績 当該工種での工事成績評定点の平均点	80点以上	3	3	○	○										
	70点以上80点未満	2	2	○	○										
10 継続教育(CPD)の取組状況 ※4	70点未満(成績評価なし)	1	1	○	○										
	取組状況又は取組状況が不明	0	0	○	○										
② 企業の種類・社会性	11 技術者の専門技術力	当該企業について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が認められる	4	10	○	○	○								
		当該企業について適切に理解している	2												
		当該工種について適切に理解している	2												
		その他	0												
		質問に対する回答が明快かつ迅速である	2												
		その他	0												
		都道府県又は市の同種工事の施工実績あり	2												
		市町村の同種工事の施工実績あり	1												
		その他	0												
		80点以上(重出対象工事が複数件)	4												
14 同種工事の施工実績	80点以上(重出対象工事が1件のみ)	3	3	○	○										
	77点以上80点未満	2	2	○	○										
15 当該工種での工事成績評定点の平均点	72点未満(成績評価なし)	1	1	○	○										
	過去3ヶ年間のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2	-2	○	○										
16 優良工事表彰	特別表彰の実績あり(特別表彰名の重複はしない)	3	3	○	○										
	表彰されたものが、評価要件を満たす工事の実績あり(表彰との重複はしない)	1	1	○	○										
17 事故及び不慮的な行為	指名停止(3ヶ月以上)	-4	-4	○	○										
	指名停止(1ヶ月未満)	-1	-1	○	○										
18 ISO認証取得状況	公告日時点においてISO9001又は14001の認証取得済み	1	1	○	○										
	認証未取得	0	0	○	○										
19 KOT施工実績 ※1	施工実績あり	1	1	○	○										
	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	1	○	○										
20 自社雇用の技能者配属状況	その他	0	0	○	○										
	自社雇用のスタッフ/オペレーターで施工	1	1	○	○										
21 自社保有機械の配属状況	その他	0	0	○	○										
	近隣地域で施工実績あり	3	3	○	○										
1 地理的条件(企業) ※2	近隣地域で施工実績なし	0	0	○	○										
	近隣地域で施工実績あり	1	1	○	○										
2 地理的条件(配置予定技術者)	近隣地域で施工実績なし	0	0	○	○										
	近隣地域で施工実績あり	1	1	○	○										
3 本店所在地 ※3	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	2	○	○										
	その他	1	1	○	○										
4 災害関連等の実績	協定の締結あり	2	2	○	○										
	協定の締結なし	0	0	○	○										
5 災害時の広域応援業務に関する取組	協定の締結あり	1	1	○	○										
	協定の締結なし	0	0	○	○										
6 災害発生時における助成対策業務に関する取組の有無	協定の締結あり	1	1	○	○										
	協定の締結なし	0	0	○	○										
7 土木関係等緊急維持修繕業務に係る実績	受託実績あり	1	1	○	○										
	受託実績なし	0	0	○	○										
8 経営業務委託の実績	実績あり	1	1	○	○										
	実績なし	0	0	○	○										
9 物件放棄地等の解消	実績あり	1	1	○	○										
	実績なし	0	0	○	○										
10 その他の地域貢献	活動実績あり	1	1	○	○										
	活動実績なし	0	0	○	○										
11 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配属あり	2	2	○	○										
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配属あり	1	1	○	○										
12 若手技術者の数	上記以外	0	0	○	○										
	建設キャリアアップシステムへ企業と技術者の登録あり	2	2	○	○										
13 女性活躍の実績	登録済み	1	1	○	○										
	登録済みなし	0	0	○	○										

※1 1階以上の工事へ適用

※2 近隣地域の範囲は特別簡易型(Ⅰ)・特別簡易型(Ⅱ)・特別簡易型(Ⅲ)・簡易型(4千万円未満)・現行市村、特別簡易型(Ⅰ)・特別簡易型(Ⅱ)・特別簡易型(Ⅲ)・簡易型(4千万円以上、建設事務所管内(4分制))

※3 【A社参加者が県内企業に属しない場合】は、以下の評価基準として評価点を用いる。【B社参加者が県内企業に属しない場合】は、工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する

その他

【A社参加者が県外のみで想定される場合は、評価項目としないことで可。】
※4 令和6年4月1日以前に公表する新表において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当面の間、単位単位の取得(公告日から過去3年以内)に証明期間の一部が変更されていること。1の証明がある場合は1として評価する。

◎必須項目 ○選択項目